

発行日：平成24年7月
発行元：鎌ヶ谷市消費生活センター
消費生活センターだより（臨時号 vol.7）

注意してください！

架空請求ハガキに関する相談が急増中です！！

「全国紛争処理解決センター」と称する団体から届く、「内容確認通知」と題した架空請求詐欺目的と思われるハガキに関する情報が寄せられています。

ハガキには、「以前契約された訪問販売会社に対しての未納料・契約不履行について訴状申請された。」「連絡をしないと裁判所に出廷することになる。」「故意に放置すると給料や財産の差押え等をされてしまう事がある。」「身に覚えが無くても早急にご連絡ください。」などとあり、不安をあおって連絡をさせようと仕向けています。

このような内容のハガキが届いても、絶対に連絡はせず、個人情報も教えずに無視をしましょう。また、このようなハガキが送られてきたり、不安を感じたら、早めに消費生活センターにご相談下さい。

鎌ヶ谷市消費生活センター(鎌ヶ谷市役所2階)

TEL047-445-1141 (内線・289)

平日 10:00~16:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

注意してください！

**「火災保険が使える」と誘う
住宅修理契約トラブルに注意！**

業界団体のような名前のところから「自然災害で壊れた箇所はないか？火災保険で修理できます。無料で調査しますよ。」と電話がかかってきた。不審に思い、断ったが、しつこくかかってくる。

電話や訪問で「火災保険で家の修理ができる。無料で申請を手伝う。」などと勧誘する住宅修理工事契約についての相談が寄せられています。自然災害による住宅損害が火災保険の補償対象になる場合がありますが、業者にすすめられて工事をしたところ、必要のない工事をされたり、保険が下りなかったというトラブルも報告されています。

自然災害で住宅が損害を受け、修理工事を行う場合は、自ら損害保険会社か代理店に連絡し、保険金の支払対象となるか、申請はどのようにするか等を確認しましょう。また、工事を依頼する際は複数の業者から見積もりを取ることも大切です。

鎌ヶ谷市消費生活センター(鎌ヶ谷市役所2階)

TEL047-445-1141 (内線・289)

平日 10:00~16:00(土・日・祝日・年末年始を除く)